

佐賀県生活困窮者子どもの学習・生活支援事業実施要領

1 目的

本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を推進することを目的とする。

2 実施主体

- (1) 実施主体は、佐賀県（以下「県」という。）とし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の県が適当と認める民間団体への委託により実施するものとする。
- (2) 本事業を委託により実施するにあたって、別途定める「佐賀県生活困窮者子どもの学習・生活支援事業委託に係る企画コンペ実施要領」により事業提案の公募を行い、実施事業者を決定する。

3 事業内容

本事業は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、次の(1)～(6)に掲げる取組等を実施するものである。その目的の範囲内において、地域の実情に応じ柔軟に実施することが可能であり、創意工夫により効率的・効果的に実施することが求められる。

(1) 学習支援

高校等受験のための進学支援、学校の勉強の復習、学習の習慣づけ、学び直し

(2) 生活習慣・育成環境の改善

ア 子どもに対する支援

(ア) 居場所での相談支援

学習・生活支援事業の実施スペース等を活用した支援員による相談支援、子ども同士の交流場所の提供

(イ) 日常生活習慣の形成

居場所づくりの場や家庭訪問時における後片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等

(ウ) 社会性の育成

日常生活における挨拶や言葉遣いに関する助言等

(エ) 体験活動等

調理実習、農業体験、年中行事の体験や企業訪問、大学見学等

(オ) 高校生世代への支援

高校等進学者や高校等中退者等に対する居場所の提供や個別相談、職場体験、自立した社会生活を行うための助言等

イ 保護者に対する支援

(ア) 子どもの養育に必要な知識の情報提供等

子どもへの教育の必要性、食生活や衛生環境の改善、子どもとの接し方に関する助言、講座や相談会の開催等

(イ) 巡回支援等を通じた世帯全体への支援

家庭訪問や保護者面談等による相談支援、必要に応じた自立相談支援事業の利用勧奨、各種支援策の情報提供や利用勧奨等

(3) 進路選択等に関する支援等

ア 進路相談等

子ども及び保護者に対する進路選択に関する相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供、子どもの将来の就職に向けた相談支援等

イ 関係機関との連絡調整

他の学習支援事業の事業実施者との連絡調整や、町の福祉行政、教育行政（町教育委員会、学校）、社会福祉協議会や特定非営利活動法人といった支援団体等との情報交換や会議の開催、必要に応じた生活困窮者自立支援制度の各事業の受託者との連絡調整等

(4) 大学等受験料支援

次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき受験料を支援する。

ア 支給要件

申請時点で(ア)に該当し、かつ(イ)または(ウ)に該当すること。

(ア)当事業若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等生活向上事業」の「こどもの生活・学習支援事業」のうち学習支援を登録等している子ども又はその子どもを現に扶養している者

(イ)ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者であって、申請する月の属する年度（4月から5月末までに申請する場合にあつては、前年度）分の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）

(ウ) (イ)に規定している者以外の者であって、(ア)に規定している子どもと同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。）が申請する月の属する年度（4月から5月までに申請をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されない世帯（市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

イ 対象費用

大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）

（以下「大学等」という。）を受験する際の受験料

ウ 支給額

イに該当するものとして支払った費用（その額が子ども1人あたり53,000円を超えるときは53,000円とする。）

(5) 模擬試験受験料支援

次のアの要件を満たす場合、イ及びウに基づき模擬試験受験料を支給する。

ア 支給要件

(4)アに規定する支給対象要件を準用する。

イ 対象費用

進学のための受験に向けた模擬試験の受験料

ウ 支給額

(ア) 大学等を受験する年度に受ける模擬試験の受験料として支払った費用（その額が子ども1人あたり8,000円を超えるときは8,000円とする。）

(イ) 中学校3年生が進学のための受験に向けた模擬試験の受験料として支払った費用（その額が子ども1人あたり6,000円を超えるときは6,000円とする。）

(6) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

※ 実施方法としては、拠点形式に限らず家庭訪問等による実施も可能。

4 留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、「子どもの学習・生活支援事業に関するガイドライン」（令和7年6月9日社援地発0609第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照すること。

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づくひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業や社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する学習の機会を提供する事業（地域未来塾）その他関連する施策との連携を図るよう努めること。

(3) 関係機関との連携、特に、教育委員会、学校との連携・調整を行うこと。連携にあたっては、「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」（平成27年3月27日社援地発0327第7号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を活用しつつ、事業趣旨の共有や学校等が把握している子どもの情報が共有されやすい関係を構築するほか、事業の対象となる子どもの掘り起こしや、支援者となる地域の教員OB等の紹介につながるという視点も持って、積極的にこれを行うこと。

(4) 必要に応じ、子どもと保護者の双方に必要な支援を行うことを検討すること。

(5) 子どもの貧困の解消には世帯全体の課題解決も不可欠であり、本事業を通じ、複合的な課題を抱える保護者などを自立相談支援事業等につなげることが必要となる場合には確実にこれを行うこと。

(6) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人（保護者）から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(7) 支援の充実のためにも、必要に応じ、生活支援の観点から取り組まれている、地域や民間の

実践（料理体験や職業体験、ワークショップ等）と連携し、子どもの将来の自立に向けた様々な経験・体験の提供に努めること。

附 則

この要領は、令和4年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月17日から施行する。